

昌子の広場 第70報 小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@yahoo.co.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



目次	
・国民投票法案成立	P1
・蒲郡市市民病院視察報告	P2
・近畿市民派議員交流会に参加	P3
・昌子の広場	P4

国民投票法案成立 (戦争の出来る普通の国へ)
蒲郡市民病院を視察
「見張り番」代表辻弁護士の講演から

国民投票法案成立 (着々進む戦争の出来る国に)

国民投票法案が可決されました。

憲法第九十六条に この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。と定められています。

この条文の憲法の改正の手続きを定めたものがこの法案です。従ってこの法案は手続きを定めたもので、本来中立的なものであるにも拘わらず、安倍政権が今年の参議院選で憲法改正を争点とするとしたことから、俄に政治問題化し、生煮えの多くの問題を含んだものになってしまいました。

憲法は国民の意思を反映すべきもので、時代に合わなくなった規定は見直したり、国民生活に必要な条項は新たに盛り込んだりは考えていいと思います。その点は、ほかの法律と変わらない訳ですが、憲法は社会の成り立ちの基礎になるもので、時の政権の都合でこころろ変えられるようでは、役目を果たせません。

更に今回の法案がばたばた成立した背景は憲法 9 条の改訂を狙いとしていることは明白で、「安倍カラーを出すための改憲準備法」です。

おりしも、安倍政権は、防衛省を設置し、集团的自衛権の見直しを唱え、イラク特措法延長法案、教育に愛国心を持ち込み、さらには過去の歴史認識、特に従軍慰安婦や沖縄の集団自決などの事実の書き換えまでしようとしています。

安倍総理が唱える「戦後レジームからの脱却」とは、実は戦前への復古主義でしかないと思えます。

この法案は成立の動機が不純な事もあって多くの問題を残しています。

その一つは、憲法 96 条の過半数の賛成を必要とするの、過半数の扱いです。憲法を自然に読めば有権者の過半数と考えるのが普通ですが、この法案は有効投票数の過半数としています。過半数の考え方で最も少ないものです。

最低投票率の制限もありませんので、例えば投票率が 40% の時はその半数の 20% 以上の賛成があれば可決されます。有権者の 1/5 の賛成で憲法が変えられるのです。極めて危険な事と思います。

これ以外にも、公務員の運動禁止やメディア規制の問題、憲法改正が発議されてから投票までの期間が 60 日から 180 日と少ない等問題が多い法案です。参議院では 18 項目の付帯決議がされていることからしてもこの法案が如何に生煮えの法案であるかが分かります。

この法案が成立してから 3 年間は憲法改正の発議が出来ないことになっています。しかしながら憲法改正についての議論は許されています。常設の憲法審査会が設置されます。3 年後と言っても既に憲法改正はスタートしたと言っても過言ではありません。

「政策を決めるのはその国の指導者です。そして、国民は、つねにその指導者のいいなりになるように仕向けられます。方法は簡単です。一般的な国民に向かっては、われわれは攻撃されかかっているのだと伝え、戦意を煽ります。平和主義者に対しては、愛国心が欠けていると非難すればいいのです。このやりかたはどんな国でも有効です。」(ヒトラーの側近ヘルマン・ゲーリング。ナチスドイツを裁いたニュルンベルグ裁判の証言、死刑執行当日に青酸カリで服毒自殺)

蒲郡市市民病院視察(厚生文教委員会行政視察)

厚生文教委員会の委員会視察で蒲郡市市民病院を視察しました。

吹き抜けの明るい受付を備えた病院は平成9年約235億円を投じて建設されました。

本館は8階建てで他に地下1階地上1階のエネルギー棟があります。

蒲郡市は人口約8万人、面積56.81Km²です。

今回は伊藤健一院長が直接対応してくださいました。事務局長は以前病院に勤務した経験のある方がこの4月にカムバックされ、本庁から志願して病院に来られた方も一人おられるそうです。

事前に資料として頂いた病院改革委員会の議事録を読む限り、和泉市民病院の改革委員会とは少し違うと判断していましたが院長のお話で納得しました。

院長の言では改革委員会の設置は「47才で院長となり10年が経った。自分としては病院の状況を外部にも説明してきたつもりだったが、十分に果たせず外部の評価を受けたいとの思いを持っていた。経営だけでやるのかそうでないのか、スタンディングをはっきりしたかったこんな思いが根底にあり、総務省、厚労省に委員会設置の了解をとった。」との事でした。

院長は地域依存率90%の土地柄から経営だけではなく、社会資本を維持する観点からリーダーシップを発揮されてきたようです。

「国の動向を良く見極めてトップランナーではなくても2番目のトップにはなりたい」という言葉にその思いを強く感じました。院長の視点は厚労省の動向だけではなく、私の質問に対しても「診療情報管理士」のアメリカにおける位置付けもはっきり説明され、その必要性も認識される等相当に広い視野をお持ちのようです。

改革委員会の提言で人材育成の方針が示され「診療情報管理師」や「認定看護師」等について、後押しをする提言を受けたので、これから取り組みたいとの事でした。

一方、改革委員会からは電子カルテの導入には疑問を投げかけられましたが、大学が電子カルテ化を図っているの、医師確保に有利であることや規制緩和委員会が2013年までに電子レセプト化をしたい方針持っていること、更にH9年から始めたオーダリングシステムの変更時期を迎えていたため、それとの比較では5000万円から6000万円の経費の上積みですむこともあって、電子カルテの導入を判断したとの事です。

導入の結果患者さんの待ち時間が若干長くなり、H18年10月より受診抑制を行っているようで、「医師には不必要な治療や入院は必要ないと告げています。目下は医師を増やすことが最優先」とのことでした。

長年の念願であった臨床研修医病院の認定もうけ、魅

力ある研修制度も構築されて行かれることと思います。

公設民営化や医療分化について院長の私見も何うことが出来ました。新たな情報も入手でき有意義な視察となりました。

< 和泉市民病院との比較 >

	和泉市市民病院	蒲郡市市民病院
外来患者(一日当たり人)	677	965
入院患者(人)	200	330
ベット利用率(%)	61.2	86.4
入院患者収入(円/人)	39,206	36,191
外来患者収入(円/人)	7,603	7,689
医師(人)	52	46
看護師(人)	225	311
病院収支(億円)	-14.7	-7.6

< 病院収支比較 >

	単位百万円		
	和泉市民病院 18年度決算見込	蒲郡市市民病院 18年度予算	差
病院事業収益	4,805	7,451	-2,646
医業収益	4,521	6,712	-2,191
医業外収益	284	718	-434
特別利益	0	20	-20
病院事業費用	6,271	8,211	-1,940
医業費用	6,166	7,780	-1,614
医業外費用	103	396	-293
特別損失	2	15	-13
予備費	0	20	-20
収支差引	-1,464	-759	-705

和泉市民病院と比較しますと、入院・外来とも患者数は和泉市民病院が大幅に少なく、ベット利用率では20%以上も差があります。和泉市は人口規模で2倍以上もあることからみても市民病院の経営改善が急務です。

病院収支面では蒲郡市市民病院も赤字の体質ですが、その額は和泉市民病院に比べ約半分です。



< 蒲郡市市民病院全景 >

近畿市民派議員学習会に参加

大東市で開かれました第63回近畿市民派議員交流会に参加しました。

当日は多くの市民派議員が参加され、活況を呈しました。統一地方選で当選された議員の方や残念な結果で捲土重来を期す方、更にこれから議員に挑戦される人など、それぞれの思いで学習会に参加されていました。

最初の講演は、「見張り番」でよくご存じの辻公雄弁護士の講演がありました。辻さんは行政を監視する立場と同時に大阪市のコンプライアンス委員会の委員長を務めておられ、行政の中からみた行政や議会の体質を鋭く指摘されました。



当日デジカメを持っていくのを忘れましたので、ホームページから拝借しました。

印象に残った言葉を紹介します。

行政の体質

お上思想、市民との距離、市民を蔑視・敵視、情報の独占、議会・行政・組合の仲間意識、非効率性、個別責任不明、創造性・積極性の欠如、事なかれ主義、財政的緊張感の無さ

各政党の問題点

事業者と結びついている政党

組合と結びついている政党

行政を利用する政党

影響力が小さい政党

議員

存在感薄い、情報量の不足、政策能力、市長追従、野党としての力不足、監査のお飾り

これは辻さんが大阪市を中からみた印象ですが、私は和泉市にも共通する問題の多いことに驚かされました。自治体の問題はどこでも共通の問題であることを再認識しました。

又当日直接講演にはありませんでしたが、当日頂いた辻さんの

“戦争と人間・・・国家が国民に死ぬ、殺せという権利はあるのか 個人の尊厳の輪の広がり歴史と未来・・・”の資料から印象的なところを抜粋します。

日本国憲法は、立憲主義、三権分立、基本的人権の尊重、平和主義を重要な柱としており、その価値観に

基づいている。

封建制や全体の為に個人が犠牲にされる習慣をかえべく個人の尊重を重視したのである。

悲惨な戦争体験から平和主義に徹したのである。

憲法改正論者の日本国内の現状分析は、国民は権利ばかり主張し、勝手な個人主義に走っている。このままでは社会は荒廃してつぶれる。外国からの攻撃にも耐えられないというのであろう。

私も教育の荒廃、ニートや派遣労働による労働状況の悪化、物質至上主義による理念の欠如など現象的な面についての認識や危惧感については共通するところが多い。しかしこれらと憲法改正がつながるとは到底見えない。

これらの荒廃現象は、エリート教育と公立学校の放置、非正規労働者の増大、金銭万能社会の醸成等々を、積極的にもくろんできた拝金主義の財界や与党が主として作ってきたものである。このように他者への配慮や個人の尊重意識の低い自分のことだけを考えている財界や与党が憲法改正を求めているのである。

まじめな憲法改正論者が求めている理想社会（多分、天皇制で日本民族の結集をはかり、上は下を思いやり、下は分をわきまえ礼節を守り、国や社会のために尽くし、和と協調のみんなが幸せになる社会と想像される）など歯牙にもかけられず、福祉の抑制、格差社会の助長と弱者を一層おさえつけ命まで犠牲にして、現支配者の財力と権力の一層の強化がはかられ、社会は荒廃を招くだけである。

私は、現在の競争を主とした適切な市場社会と必要な公的部門や最低限のセイフティネットを設ける建前の現行社会に原則的には異論はないが、各論になるといろいろな不備が山積しており、その改革は緊急に必要と考えている。ただ一方的、観念的なことのみならず、人間の知恵の限界を配慮しながら社会の実像をみたくうえで現実的な国民の幸福度の高くなる方策を一段ずつ作っていかねばならない。

国民主権や民主主義については、国民ないし市民をどうみるかという事が基本的問題である。

大衆ないし一般市民についてはいろいろな感じ方、捉え方がある。

消極的な見方としては、市民は知識も理念がないか、あるいは低い。自分のことや目の前ことや金

や出世のことのみ関心をもつ。餓死寸前まで政治や社会のことを真剣に考えない。選挙は利権に絡む人間がやっているだけだ。我儘で身勝手な国民とそれに媚びて利権と保身にうつつを抜かすのが今の政治状態だ。

要するに、市民は馬鹿で彼らに社会や国家のあり方を委ねられるというのか、民主主義は衆愚政治だというのである。

確かに、利権と権力の癒着構造、支配者と結託するマスコミそしてその強大な影響力を鑑みる時、どれだ

け健全な未来を展望できるかについて大いに不安を感じる。

しかしながら、朝起きてからの24時間の生活を考えると、水、食事、トイレ、交通、テレビ、酒、スポーツなど、インテリや思想家の世話になっていることはほとんどない。我々の生活と幸せの大半は大眾のおかげである。

いろいろな人や考えに接する中で人間の多様性とその存在価値、社会のあり方の未知性を感じるようになり、また、一般市民の感性と情感に感動するようになった。一面的な角度からの人間観や社会観は間違っていると思うに至った。

権力云々の問題も人間や社会の一部分の現象でしかないことも感じるに至った。

人間の未知性、社会の未知性を感得し、固定した考えに即応した形作りを急ぐ必要はない。政治や社会構造については、それが人間や社会の全存在ではないが、必要不可欠なことではあるという認識をして、過大な要求や期待はしないが、決してあきらめずコツコツやっていくことである。

謙虚さと柔軟さ、そして勇気と行動力をもってやっていくのが最も望ましい姿勢と言える。

そして、価値観の中心に人間は平等であり、あらゆる人々の個人の尊重を置くとき、それを比較的安全に維持向上させるのは民主主義だと思う。格差社会の上層部や支配者層に重点を置くことは、それ以外の大多数の人々にとって危険で損なことである。

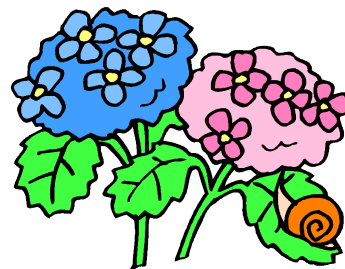
無限の可能性と変化を秘める未来に対して市民に基盤をおいた思考で工夫をこらしてやっていくしかない。

前淀川水系流域委員会今本委員長が (5/29)榎尾川流域を視察 次回会報で報告します

昌子の日記

- 5/2 育児支援家庭訪問支援者研修
- 5/3 私達の憲法キャラバン
- 5/7 和泉中央駅会報配布、EM ボカシ作り、榎尾川ダム定例会
- 5/8 和泉中央駅会報配布
- 5/9 和泉中央駅会報配布、市政相談会
- 5/10 信太山駅会報配布
- 5/13 万葉講座「播磨灘の旅」日帰り研修
- 5/14 愛知県蒲郡市市民病院視察
- 5/15 愛知県岡崎子ども美術館、岡崎美術博物館視察
- 5/16～19 中国大連市
国際ソロプチミスト大阪南陵 - 大連 76 中学校へ
古楽器購入資金寄贈と演奏交流会

- 5/20 ふれあいフォーラム
- 5/21 和泉中央駅会報配布、大阪地裁（文化財裁判）
- 5/20 和泉中央駅会報配布
- 5/23 事務所運営委員会、富田林青年会議所打合せ、市政相談会
- 5/24 近畿市民派議員学習会
- 5/25 緑資源機構東部事務所へ、大阪府河川室と打合せ
- 5/27 榎尾山自然観察会 & 小川西団地見学会
- 5/28 和泉府中駅会報配布
- 5/29 榎尾川流域調査
- 5/30 病院改革検討委員会傍聴
- 5/31 ワンステップ例会



事務所行事 > いずれも小林昌子事務所で

連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626

事務所 TEL 0725-53-4451

(事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)

会費 1,300円

・6/9(土)14-16時 万葉の草木「染色の草木」

・7/7(土)14-16時 万葉の草木「衣服の繊維」

・9/8(土)14-16時 万葉の旅

奥琵琶湖～若狭～敦賀

(10月7,8日万葉旅行コース)

ちぎり絵

・講師 西原志満子さん

・6月13日(水)13時～16時

・材料費実費 参加費無料

パソコン講座(参加費無料)

・第2、第4週の火曜・木曜 14時～16時

・パソコンが初めての方もどうぞ遠慮なく。

初めてこられる方はご連絡下さい

市政相談会

・第2、4水曜日 20:～21:30

この時間帯で都合のよい時間にお越し下さい